



資 料 編

1 芦屋市子ども・子育て会議

(1) 芦屋市子ども・子育て会議条例（抜粋）

平成25年6月28日
条例第20号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、芦屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所関係者
- (3) 幼稚園関係者
- (4) 保護者団体関係者
- (5) 子育て支援団体関係者
- (6) 事業主団体関係者
- (7) 労働者団体関係者
- (8) 市民
- (9) 行政関係者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。





- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 前条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。
（庶務）
- 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。
（補則）
- 第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。
- 附 則
（施行期日等）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(2) 委員名簿

【平成30年度】

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学
	○西村 真実	帝塚山大学
保育所関係	東谷 真須美	芦屋市立岩園保育所
	山内 香幸	さくら保育園
	末谷 満	認可外保育所芦屋キンダーガルテン STEPS
幼稚園関係	高橋 弘美	芦屋市立精道幼稚園
	武田 和子	芦屋みどり幼稚園
保護者団体	福井 賢吾	芦屋市保育推進保護者会協議会
	山崎 万里	芦屋市PTA協議会
	友 廣 剛	芦屋市学童保育保護者連絡会
子育て支援団体	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会
	中田 伊都子	芦屋市民生児童委員協議会
	江守 易世	芦屋市子ども会連絡協議会
事業主団体	小泉 星児	芦屋市商工会
労働者団体	(春野 紀子)	(芦屋地方労働組合協議会)
	藤原 弘美	芦屋地方労働組合協議会
市民	山本 由里子	市民委員
	横山 宗助	市民委員
行政	北尾 文孝	芦屋市教育委員会学校教育部長
	三井 幸裕	芦屋市こども・健康部長

※◎会長，○副会長

※() 書は旧委員





【令和元年度】

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学
	○西村 真実	帝塚山大学
保育所関係	西尾 裕子	芦屋市立新浜保育所
	豊原 五月	山手夢保育園
	吉田 紋子	企業主導型保育施設茶屋呉川保育園
幼稚園関係	高橋 弘美	芦屋市立小槌幼稚園
	武田 淳	芦屋みどり幼稚園
保護者団体	半田 ひとみ	芦屋市保育推進保護者会協議会
	極楽地 愛子	芦屋市PTA協議会
	友 廣 剛	芦屋市学童保育保護者連絡会
子育て支援団体	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会
	中田 伊都子	芦屋市民生児童委員協議会
	江守 易世	芦屋市子ども会連絡協議会
事業主団体	武田 義勇貴	芦屋市商工会
労働者団体	岡本 知代	芦屋地方労働組合協議会
市民	田部 利依子	市民委員
	横山 宗助	市民委員
行政	北尾 文孝	芦屋市教育委員会学校教育部長
	三井 幸裕	芦屋市こども・健康部長

※◎会長，○副会長

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部

(1) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置要綱

平成25年10月1日

改正 平成27年4月1日

平成29年4月1日

平成31年4月1日

(設置)

第1条 芦屋市子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、こども・健康部長をもって充て、副委員長は、子育て推進課長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(平27.4.1・平29.4.1・平31.4.1・一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、こども・健康部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、こども政策に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。





附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

（平27. 4. 1・平29. 4. 1・平31. 4. 1・一部改正）

企画部政策推進課長
企画部市民参画課長
総務部文書法制課長
総務部財政課長
市民生活部男女共同参画推進課長
市民生活部地域経済振興課長
市民生活部児童センター長
福祉部地域福祉課長
福祉部障害福祉課長
こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）
こども・健康部主幹（施設整備担当課長）
こども・健康部健康課長
都市建設部建設総務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長
教育委員会社会教育部青少年育成課長

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

3 策定経過

(1) 平成30年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	内容
平成30年7月25日	第1回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画29年度実績報告 子ども・子育て支援事業計画29年度実績評価 第2期子育て未来応援プラン「あしや」策定について
8月17日	第2回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画 推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画29年度実績・評価について
8月21日	第1回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画 推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画29年度実績・評価について
9月21日	第2回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画策定に係るアンケート調査票について
10月29日	第3回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画策定に係るアンケート調査票について
11月22日～ 平成31年1月15日	アンケート調査票の 配布・回収	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童の保護者、小学生児童の保護者と高学年本人、中学生生徒の保護者と本人にアンケート調査票を配布・回収
3月18日	第4回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画策定に係るアンケート調査結果について 平成31年度教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の主な実施予定事業





(2) 令和元年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	内容
令和元年6月13日	第1回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画に係るアンケート調査の結果報告について 第2期計画策定について
8月7日	第2回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 30年度実績報告及び4年間総括について 第2期計画（原案）について
9月19日	第3回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画（原案）について
10月29日	第4回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画（原案）について 第2期計画の概要版（説明用資料）案について
11月11日	第1回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画 推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 30年度実績及び4年間総括について 第2期計画（原案）について
11月18日	第1回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画 推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 30年度実績及び4年間総括について 第2期計画（原案）について
12月16日～ 令和2年1月24日	パブリックコメント	<p>【市民説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月25日 芦屋市役所東館 大会議室 12月26日 芦屋市保健福祉センター 多目的ホール <p>意見件数 56件（12名）</p>
2月14日	第5回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画（案）について
2月19日	第2回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画 推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画（案）について
2月25日	第2回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画 推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画（案）について

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

4 用語解説

【あ行】

○医療的ケア児

日常生活を営むために必要不可欠な在宅等で実施する身体機能の維持や健康の保持等の医行為を必要とする児童。

○インクルーシブ教育・保育

保育所等で実施する個別的配慮が必要な児童と他の児童が集団で共に学び育ちあう教育及び保育のこと。

○上乘せ徴収

施設・事業者が、教育・保育の提供にあたって、その質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で、教育・保育給付認定保護者から受けることができる料金。

【か行】

○可処分所得

所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する事業のこと。（5人まで）

○企業主導型保育施設

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的とする事業（認可外保育施設に分類される）。

○協働

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、目的を達するために互いに尊重し、補完し、協力すること。

○圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。





○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したものの。

○子育て支援員

保育士不足が深刻な状況の下、保育所や家庭的保育事業、学童保育施設の事業の拡充に伴う人材の確保に対応するため創設された資格のこと。子育て中の女性や、子育てが一段落した女性の社会進出を後押しすることも狙いの一つとされている。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、設置されたもの。学識経験者、組織代表者、公募委員、市職員で構成されている。子ども・子育て会議は、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たしている。

○子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

○子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から開始した、就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指している。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、平成24年8月に成立した法律。

○子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得《世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得》の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合。

○コミュニティ・スクール

小学校区を基本とした地域において、文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、よりよいコミュニティの創造・発展を図ることを目的に、昭和53年から順次設立され、現在9団体が小学校等を利用し活動している団体（通称コミスク）。

【さ行】

○事業所内保育事業

会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業。

○次世代育成支援対策推進行動計画

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定される計画のこと。市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の4類型がある。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律。平成17年4月から施行され、10年間の時限立法であったが、平成27年4月から10年間延長された。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、市町村が、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。

○実費徴収

毎月の保育料以外で施設が独自に給食費、通園費、その他（遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費等）を徴収すること。

○児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその児童（18歳未満）に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為。

○出生割合

総出生数に占める母親の年齢別の出生数の割合のこと。

○小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業のこと。（6～19人まで）





○食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

○新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした放課後児童対策のプラン。

【た行】

○地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業で、次の13事業が規定されている。①利用者支援事業、②時間外保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫子育て援助活動支援事業、⑬妊婦健康診査事業。

○統合保育

保育所において、個別的配慮が必要な乳幼児を、他の児童との集団による保育を行うこと。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

○入所待ち児童と待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

○認定区分

- ・ 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どものこと。
- ・ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。
- ・ 3号認定：3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

○認定こども園

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律による学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持ち，幼稚園と保育所の良いところを生かし，子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする施設。

○ネグレクト

家に閉じ込める，食事を与えない，ひどく不潔にする，自動車の中に放置する，重い病気になっても病院に連れて行かないなど保護者として監護を著しく怠ること。

【は行】

○PDCA サイクル

事業活動等において，計画から改善までの過程を循環させ，質を高めようという考え方。Plan（計画），Do（実施），Check（評価），Action（改善）の頭文字をとったもの。

○福祉推進委員

社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。地域の見守りや高齢者の生きがいつくり活動など自主的な活動を行いながら，福祉のまちづくりを推進している。

○保育所

児童福祉法による児童福祉施設の1つ。保護者が労働・疾病等のために保育を必要とする子どもを日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする。

○保育の必要性

実施主体である市町村が，保護者の申請を受け，客観的な基準に基づき，保育の必要性を認定する。保育の必要性の認定にあたっては，①「事由」（保護者の就労，疾病等），②「区分」（保育標準時間，保育短時間の2区分。保育必要量）について，国が基準を設定する。

○放課後子ども教室

すべての子どもを対象として，安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け，地域の方々の参画を得て，子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動，地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。





【ま行】

○民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

【や行】

○幼稚園

学校教育法による学校の1つ。満3歳から小学校入学までの幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○要保育児童

入所児童又は入所待ち児童のこと。

○要保護児童と要支援児童

要保護児童とは、児童福祉法で規定される保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者が家出、死亡、離婚、入院しているなどの状況にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境等に起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。

また、要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する保護者の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。

【ら行】

○療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

○利用者負担

教育・保育を受けた際に施設に支払う保育料のこと。

【わ行】

○ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。

第2期
子育て未来応援プラン「あしや」

芦屋市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 芦屋市
編集 芦屋市こども・健康部子育て推進課
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
T E L : 0797-38-2045
F A X : 0797-38-2190
ホームページ : <http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomoseisaku/shinseido/keikakusyo.html>



